

和歌山市市民意見募集（パブリックコメント）手続制度について

1 市民意見募集（パブリックコメント）手続制度導入の目的

パブリックコメント手続制度とは、行政機関等が方針を定める基本的な計画を決定したり、住民の権利を制限したり義務を課したりする条例を定めるときには、その案についてあらかじめ住民から広く意見や情報を求めて計画等に反映させる機会を確保し、意思決定までの過程において公平性の確保、透明性の向上を図り、住民の行政への参画を促進することを目的に行われるものです。

2 制度の概要

（1）対象となる政策等

- 市政全体又は各行政分野における基本的な計画の策定、変更又は廃止
- 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定、改正又は廃止
- 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他金銭の徴収に関するものを除く。）の制定、改正又は廃止 等

但し、迅速・緊急を要するものや軽微なもの等対象としないものもあります。また、別の方策にて市民等から意見等を求める場合にも、この手続きの対象としないことができます。

（2）公表及び意見の募集

計画等を策定する場合は、最終的な意思決定を行う前に、計画等の案及び資料等を次の方法を活用し、広く周知するよう努めます。

- 市のホームページへの掲載、市政情報コーナーにおける備付け、指定場所での閲覧又は配付等

（3）市民意見を提出できる市民等

市内に住所がある人、市内に事務所又は事業所がある個人及び法人その他の団体、市内にある事業所又は事業所に勤務する人、市内にある学校に在籍する人などが対象となります。

（4）市民意見の提出方法

意見の提出は直接所管課へ書面、電子メール、郵便、ファクシミリによります。

（5）提出された市民意見の処理

提出された市民意見を考慮して、計画等の最終的な意思決定を行います。

また、提出された市民意見については、個別回答は行いませんが、その概要とこれに対する市の考え方等を公表します。

（6）施行日

平成20年8月1日